

京都市告示第129号

京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成26年5月8日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

姉小路界限まちづくり協議会

2 代表者の氏名及び住所

市古 和弘

京都市中京区姉小路通富小路東入る姉大東町559

3 主たる事務所の所在地

京都市中京区姉小路通富小路東入る姉大東町559 市古宅

4 活動の対象区域

姉小路界わい地区地区計画に規定する京都市中京区下白山町、福長町、油屋町、姉大東町、菊屋町、丸屋町及び木之下町と、京都市中京区弁慶石町、中之町、天性寺前町、大文字町、中白山町、松下町、柳八幡町、丸木材木町、大阪材木町、亀甲屋町、東片町、綿屋町、篠屋町、曇華院前町、梅屋町、車屋町及び柵屋町の各一部の区域

5 活動の目的

京町家等の連なる風情ある町並みや静かで落ち着いた住環境によって構成される姉小路通界限の景観を守り育て、お互いに協力しながら、地域固有の暮らしとなりわい、文化が継承される町並みの景観形成を推進することを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)